明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（四八）　三
○地域再生法の一部を改正する法律（四九）　八
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（五〇）　三
〔政　令〕
○財務省組織令の一部を改正する政令（二五九）　一九
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（二六〇）　一九
〔府令・省令〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働五）　一九
〔省　令〕
○株式会社日本政策投資銀行法施行規則の一部を改正する省令（財務六〇）　二〇
○株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（同六一）　二一
○株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（同六二）　二九
○株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　三〇
〔告　示〕
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の全部を改正する件（内閣府二七〇）　三〇
○銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する件（金融庁六三）　三一
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件の一部を改正する件（同六四）　三七
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件（同二一九）　三九
○道路に関する件（中部地方整備局一〇〇～一〇二）　四〇
○道路に関する件（四国地方整備局八三）　四〇
〔官庁報告〕
国家試験　四〇
平成二十七年度特定侵害訴訟代理業務試験公告（工業所有権審議会）　四〇

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（法律第四八号）（国土交通省）

一　奄美群島振興開発特別措置法の一部改正関係（第一条及び第二条関係）

1　役員及び職員の秘密保持義務

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととした。

2　役員及び職員の地位

基金の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととした。

3　権限の委任

㈠　主務大臣は、基金及び受託者に対する立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができることとした。

㈡　内閣総理大臣は、㈠により委任された権限を金融庁長官に委任することとした。

4　罰則

1の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。

二　国立研究開発法人海上技術安全研究所法の一部改正関係（第三条関係）

1　法律の題名及び法人の名称

法律の題名を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に改めるとともに、法人の名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）に改称することとした。

2　研究所の目的

研究所は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術、港湾及び空港の整備等に関する技術並びに電子航法（電子技術を利用した航法をいう。以下同じ。）に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することを目的とすることとした。